

移動支援について

障害福祉課 自立支援給付係

1.はじめに

事業所数や介助者の不足により、必要な時に必要な支援が受けられずに困っている障害者(児)の方がたくさんいらっしゃいます。

※移動支援事業所未登録の居宅介護事業所様はぜひご登録をお願いします。



2.移動支援のこれまで

令和3年4月1日より、片道のみ利用や目的地から目的地の利用も可能となっております。

ただし、従来どおり通所事業所の送迎等、他の手段が利用できる場合は支援の対象とはなりません。

また、令和5年4月1日より、通学通所支援における利用要件を緩和し、介護者の就労を理由とした場合においても利用が出来るようになりました。

具体的には、これまでは両親の就労は理由として認められておりませんでしたでしたが、緩和後は認められるようになりました。

3.報酬改定について

令和6年10月から報酬単位が変わりました。

サービスコード表はさいたま市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/001/p082967.html>

4. グループ支援について

移動支援事業は移動支援、通学通所支援共に従来の個別支援の他、1人のヘルパーが2人の利用者にサービス提供を行うグループ支援が実施可能となっております。

※令和6年4月から、移動支援も対象となりました。

<対象者>

事業所のアセスメントの結果、グループ支援を行えると判断された人が対象となります。

ただし、2人介護決定者、強度行動障害がある人は対象となりません。

5.報酬単価

1人当たりの報酬単価の一例。

身体介護を伴うグループ支援の場合 30分あたり103単位

身体介護を伴わないグループ支援の場合 30分あたり 54単位

※令和6年10月から

身体介護を伴うグループ支援の場合 30分あたり181単位

身体介護を伴わないグループ支援の場合 30分あたり 75単位

6. サービス提供実績記録票について

移動支援のサービス提供実績記録票は、利用者確認済の原本の写しを、サービス提供の翌月15日までに障害福祉課自立支援給付係に送付してください(郵送又は直接)。

以下のホームページに様式を掲載しておりますので、最新の様式で作成をお願いします。

【さいたま市ホームページ】

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p082967.html>

トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 障害のある方 > 障害者福祉に関する市の施策など > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等の国保連請求について

7. 移動支援のQ & A

Q1 移動支援のサービス内容とはどのようなものですか。

A ・外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。

・外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）。

・外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理。

7. 移動支援のQ & A

Q2 宿泊を伴う旅行等に利用できますか。

A 宿泊を伴う場合であっても、目的地までの往復の移動及び目的地での移動に伴う支援について利用できます。1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなります。ただし、介護を必要としない待機時間や、就寝時間等は算定の対象外です。なお、ガイドヘルパーの旅行費用や食事代等については、別途事業者と利用者の間で協議してください。

7.移動支援のQ & A

Q3 通学・通所・通勤の送迎に利用できますか。

A 経済的活動による利用は認められないため通勤には利用できません。

通学又は通所のための利用につきましては「通学通所支援」として利用できます。

※通学通所支援については、介護者の疾病や就労等やむを得ない事情により通学又は通所に付添うことができない場合における自宅から通学バス又は通所バスの停留所（通学又は通所バスを利用することができない状況である場合にあっては、通学先又は通所先）までの利用に限ります。

7. 移動支援のQ & A

Q4 施設入所者の利用はできますか。

A 施設入所中の方は原則、利用できません。ただし、一時帰宅中において、施設入所支援の報酬が算定されていない日に限り、必要に応じて移動支援の利用は可能です。

Q5 目的地のみでの利用はできますか。

A 利用できます。往復移動や片道移動だけでなく、目的地から目的地への利用もできます。

7.移動支援のQ & A

Q6 プールの介助について利用はできますか。

A 各福祉事務所においてプール内の支援に係る必要性が認められれば可能です。利用にあたっては事前に事業所で加入している保険が適用になるか等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用してください。

なお、以下の場合には算定できません。

- (1) 利用者がひとりでプールの中で遊び、その様子をプールサイドから見守っているだけの時間帯
- (2) 「水泳の指導」及び「一緒に遊ぶ」行為
- (3) 施設内の指導員が付き添うことが可能な場合（水泳教室等）

※(1)～(3)の場合においてもプールに行くまでの移動の介助及びプールでの移動、食事、排せつ等の介助は算定対象となります。

7.移動支援のQ & A

Q7 ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することはできますか。

A 原則、公共交通機関を利用してください。やむを得ず、車を利用する際は道路運送法に抵触しないよう留意の上、事故の対応等について事前に利用者と協議した上で利用してください。なお、ヘルパー自ら車を運転する場合、運転中は常時介護が行える状態にないため、算定時間に含めないようにしてください。

Q8 ヘルパーの交通費は利用者に請求できますか。

A ヘルパーが利用者宅まで移動するための交通費については基本的に請求できません。ただし、事業者が定めるサービス提供区域外の場合は、請求可能のため、契約時にその旨を取り交してください。

また、利用者宅からの外出にかかる交通費については、基本的に利用者がヘルパー分を負担します。

7.移動支援のQ & A

Q9 登録するにはどのような手続きが必要ですか。

A 登録する月の前月10日(10日が土・日・祝日の場合は直前の平日)までに登録申請書類を障害政策課にご提出ください。

なお、事業者が市内の場合、登録申請書(A4:1枚)をご提出いただければ登録できます。

※移動支援事業の登録には居宅介護の指定を受けている必要があります。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/006/p001638.html>